

第3 芦屋市との一般廃棄物処理施設の広域連携について

1. 経緯

令和5年9月に芦屋市から本市に対し、以下の3点における環境施策の広域連携についての協議の申し入れがあった。

- (1) ごみの減量化及び再資源化の連携に関すること
- (2) 一般廃棄物処理施設の連携に関すること
- (3) その他、環境施策に関連すること

その中で、芦屋市から優先的事項と示された一般廃棄物処理施設の連携（広域連携）について協議を進めてきた。

2. 協議の状況

- (1) 申し入れを受け、両市の環境部門による実務的な協議の場を立ち上げ、両市のごみ減量化や再資源化の取組、一般廃棄物処理施設の運営状況などを把握・共有
- (2) 「一般廃棄物処理施設の連携（広域連携）」について協議し、以下について確認
 - ① 処理能力など技術的には可能であること
 - ② 広域連携を行うことで、既存ストックの有効活用、効率的なエネルギー回収による、脱炭素・環境負荷の低減に繋がること
 - ③ パッカー車が本市内に多数流入することは容認できず、芦屋市内で大型車に積み替えて搬入することが必須であること
 - ④ 運搬先や搬入経路・時間についても、本市の指示に従うこと
- (3) 芦屋市より、広域処理の実現に向けて、運搬先等について本市の計画に従うこと、大型車に積み替えるための中継施設の整備について検討することの意思が示された。

3. 今後のスケジュール

- ・広域連携に一定の意義が認められることから、処理施設周辺住民に、これまでの検討状況について説明し、理解を求める（住民説明用資料は別紙のとおり）。
- ・周辺住民の意見等も踏まえながら、芦屋市と議論を深めるとともに、経費負担の考え方や災害発生時の対応、連携の手法など、その他の課題についても引き続き協議。

現在、両市で可燃ごみの処理について広域連携を検討しています。

神戸市 × 芦屋市 可燃ごみ処理の広域連携(案)

目的とポイント

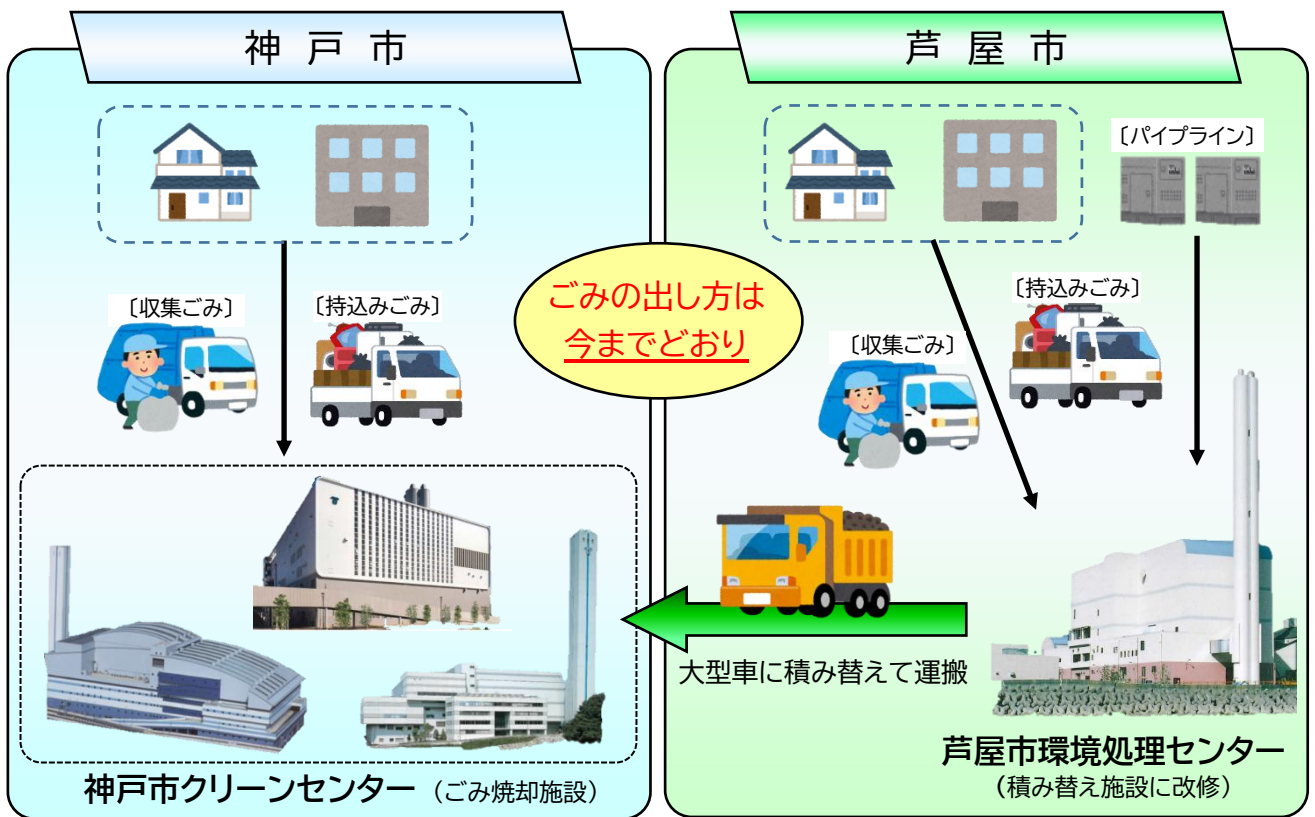
【連携の目的】

- ◆地球温暖化対策・循環型社会の形成を推進
- ◆持続可能な社会(SDGs)の推進

【連携のポイント】

- ◆高効率なエネルギー回収
- ◆既存施設の効率的な使用

可燃ごみ処理連携の流れ



【芦屋市から神戸市クリーンセンターへごみを運ぶときのルール】

- ◆大型車に積み替え、運搬台数を減らす(約 15 台/日)
- ◆できるだけ住宅街を通らず有料道路を使用する
(阪神高速湾岸線南芦屋浜 IC から、指定ルートを使用)
- ◆運搬先及び搬入時間は、神戸市の計画に従う
(運搬先の現在の運用に準ずる)

Q&A

Q1. なぜ芦屋市のごみを神戸市で処理するのか。

国も推奨しているとおり、施設規模の大きい焼却施設で燃やすことで、効率よくエネルギーが回収でき、脱炭素や環境負荷の低減につながるためです。

Q2. 神戸市で処理するごみはどんなごみなのか。

可燃ごみ(燃えるごみ、燃やせるごみ)のみになります。

Q3. ごみ出しのルールは変わるのか。

両市とも広域化によるごみ出しのルールに変更はありません。

Q4. 直接ごみを持ち込む場合、両市のどこでも持ち込めるようになるのか。

所在地の市の施設にしか持ち込むことはできません。

Q5. 神戸市のどこのクリーンセンターに搬入するのか。

神戸市全体のごみ処理計画に合わせて、市内で焼却処理している3クリーンセンターで受け入れる予定です。

Q6. 大型車はどこを通るのか。

各センターの最寄りの高速道路や有料道路を使用します。

Q7. 神戸市の分別ルールに芦屋市も合わせるのか。

芦屋市においてプラスチックの分別は連携に関係なく実施します。
(詳細は未定)

Q8. いつからごみ処理の広域連携を始めるのか。

連携する場合は、令和10年度(2028年)以降で検討しています。

Q9. 積み替え後の運搬と処理に係る費用はどうするのか。

芦屋市が負担することになります。(詳細は未定)

Q10. 意見がある場合はどうすればいいのか。

連携する場合は、パブリックコメントも検討しています。